



**蘭越町地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)**

**2024 ~ 2030**

**2024年3月**

**蘭 越 町**

## ■目次

第1章 実行計画策定の背景 .....	1
1 気候変動の影響	
2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	
3 地球温暖化対策を巡る国内の動向	
第2章 町の事務・事業に関する実行計画 .....	4
1 目的	
2 対象とする範囲	
3 対象とする温室効果ガス	
4 計画期間	
5 上位計画及び関連計画との位置付け	
第3章 温室効果ガスの排出状況 .....	6
1 温室効果ガス総排出量	
2 温室効果ガスの排出量の増減要因	
第4章 温室効果ガスの排出削減目標 .....	10
1 目標設定の考え方	
2 温室効果ガスの削減目標	
第5章 目標達成に向けた取組 .....	11
1 取組の基本方針	
2 具体的な取組内容	
3 普及・啓発の取組	
第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表 .....	15
1 推進体制	
2 点検・評価・見直し体制	
3 進捗状況の公表	

## 第1章 実行計画策定の背景

### 1 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

### 2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO<sub>2</sub>排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

### 3 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削

減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50 パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和 3 年 6 月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）では、2050 年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和 3（2021）年 6 月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

2021 年 10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5 年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO <sub>2</sub>		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等 4 ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

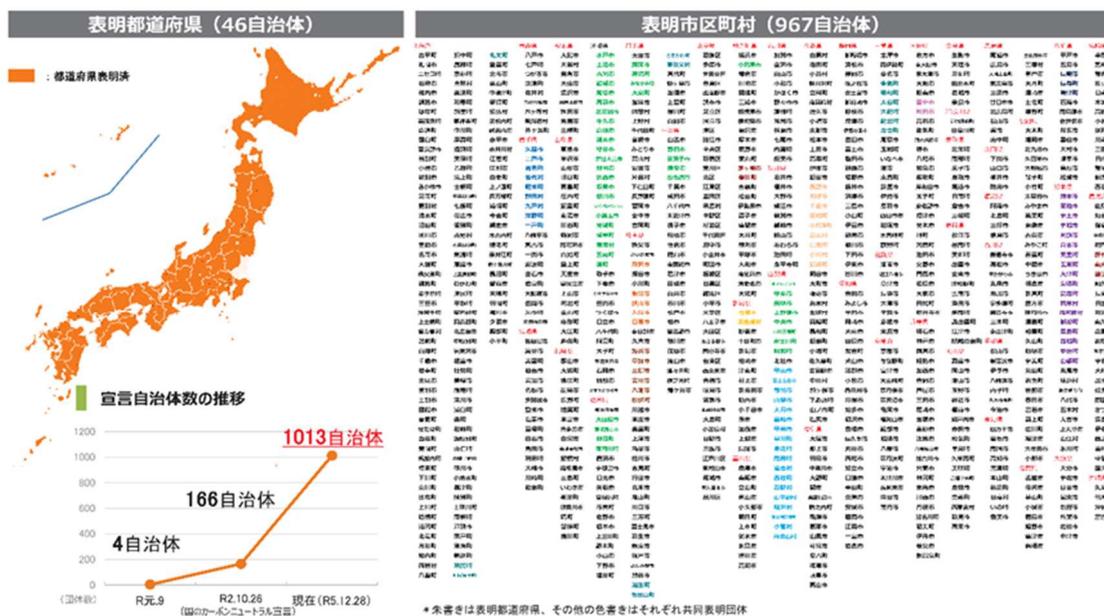
<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2023年12月末時点においては1013地方公共団体となっています。

図1 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体



出典：環境省（2023）「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」

<<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

## 第2章 町の事務・事業に関する実行計画

### 1 目的

蘭越町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、蘭越町（以下「町」といいます。）が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

### 2 対象とする範囲

事務事業編の対象範囲は、町の全ての事務・事業とします。なお、対象範囲の詳細は参考資料を参照してください。

### 3 対象とする温室効果ガス

事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみとします。

### 4 計画期間

2024年度から2030年度末までの6年間を計画期間とします。また、法令の改正や社会経済情勢の変化等があった場合、必要に応じて計画の見直しを行います。

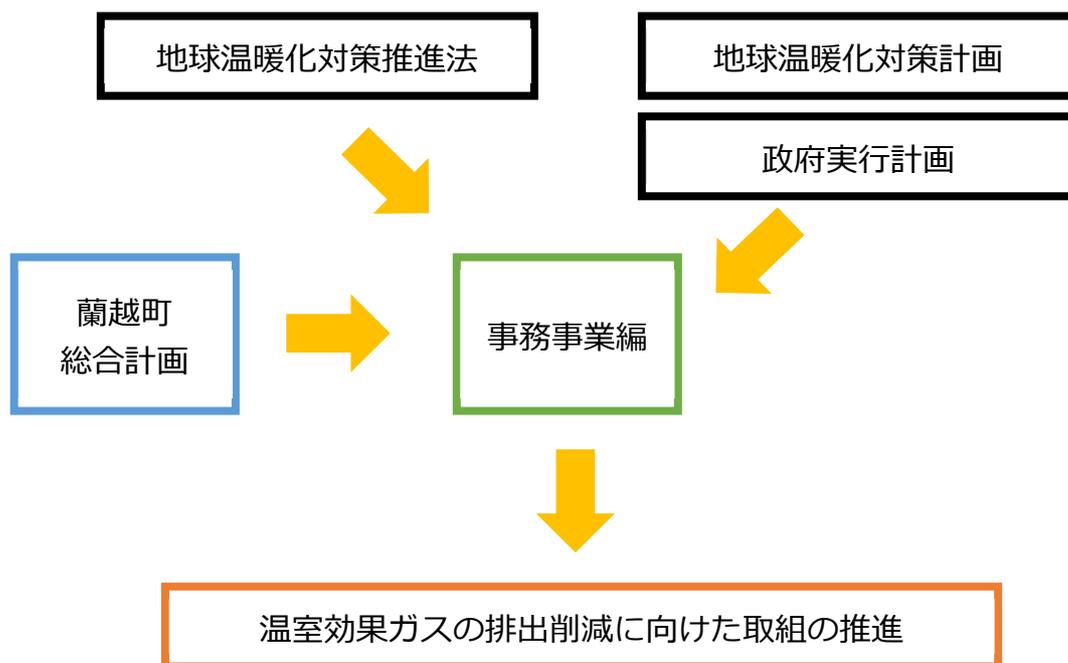
図2 計画期間のイメージ

項目	年度				
	2017	…	2024	…	2030
期間中の事項	基準年度		計画開始		目標年度
計画期間					

## 5 上位計画及び関連計画との位置付け

事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び蘭越町総合計画に即して策定します。

図 3 事務事業編の位置付け



### 第3章 温室効果ガスの排出状況

#### 1 温室効果ガス総排出量

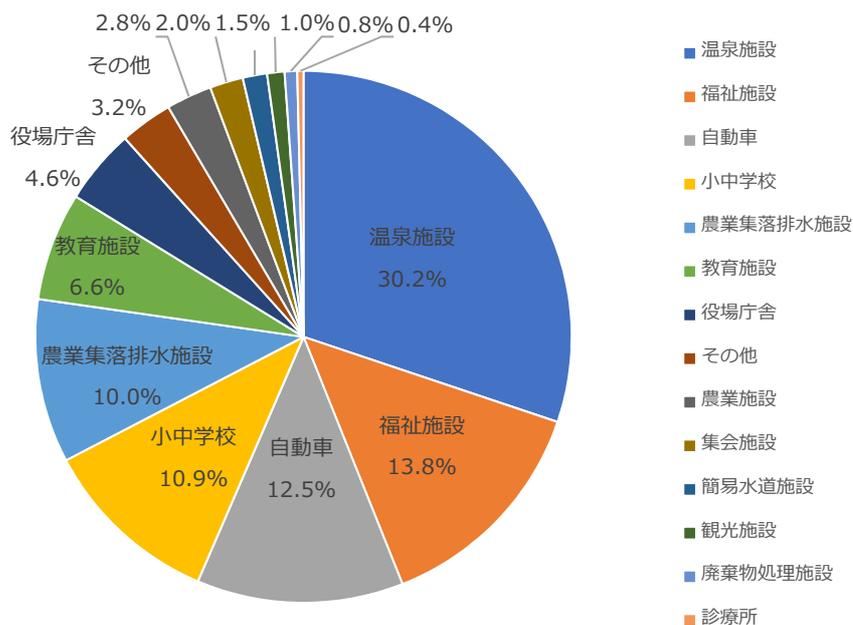
町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2017年度において、5,304t-CO<sub>2</sub>となっており、2022年度は4,392t-CO<sub>2</sub>となっています。

図4 蘭越町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移



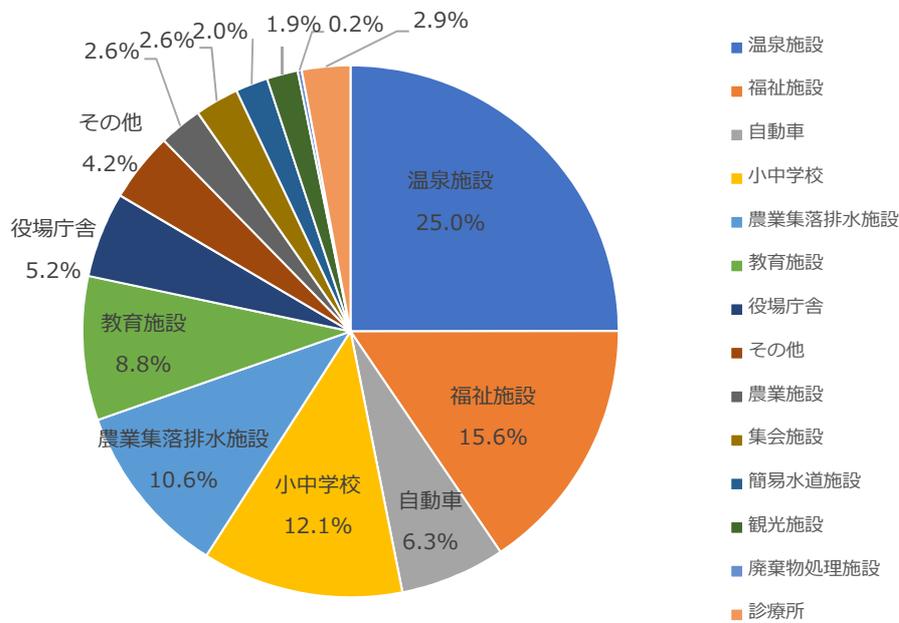
施設別では、2017年度は温泉施設が全体の30%を占め、次いで福祉施設14%、自動車13%、小中学校11%、農業集落排水施設10%となっています。

図5 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2017年度）



2022年度は温泉施設が全体の25%を占め、次いで福祉施設16%、小中学校12%、農業集落排水施設11%、教育施設9%となっています。

図6 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2022年度）

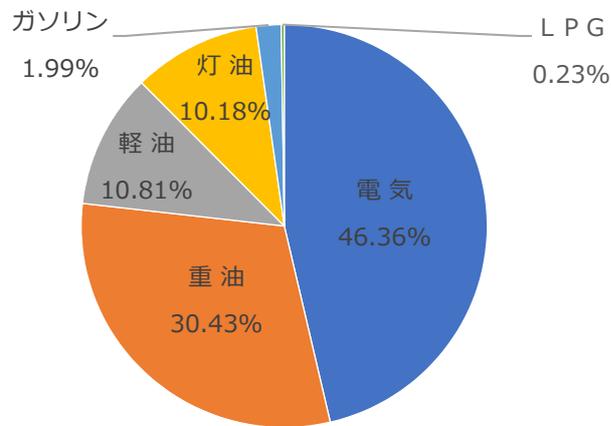


また、エネルギー種別では、2017年度は電気が全体の46%を占め、次いで重油30%、軽油11%、灯油10%となっています。

表2 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」（2017年度）（排出量の単位：t-CO<sub>2</sub>）

使用エネルギー	年間使用量	CO <sub>2</sub> 排出量	割合 (%)
電気 (kWh)	3,890,620	2,458.87	46.36
重油 (ℓ)	595,531	1,613.67	30.43
軽油 (ℓ)	221,742	573.20	10.81
灯油 (ℓ)	216,944	540.08	10.18
ガソリン (ℓ)	45,488	105.61	1.99
LPG (m <sup>3</sup> )	4,080	12.24	0.23
計		5,303.67	100.00

図 7 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2017年度）

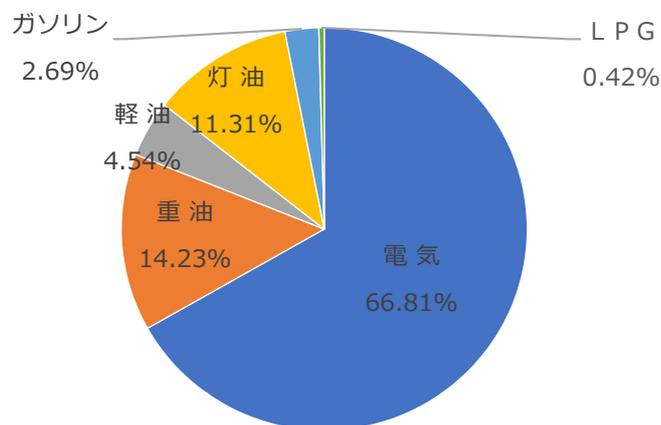


2022年度は電気が全体の67%を占め、次いで重油14%、灯油11%、軽油5%となっています。

表 3 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」(2022年度) (排出量の単位:t-CO<sub>2</sub>)

使用エネルギー	年間使用量	CO <sub>2</sub> 排出量	割合 (%)
電気 (kWh)	4,642,538	2,934.08	66.81
重油 (ℓ)	230,600	624.93	14.23
軽油 (ℓ)	77,205	199.58	4.54
灯油 (ℓ)	199,598	496.80	11.31
ガソリン (ℓ)	50,882	118.15	2.69
LPG (m <sup>3</sup> )	6,137	18.40	0.42
計		4,391.94	100.00

図 8 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2022年度）



## 2 温室効果ガスの排出量の増減要因

蘭越町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

### (1) 増加要因

- 統合診療所のオープン

### (2) 減少要因

- 交流促進センター・幽泉閣のヒートポンプシステム導入
- 除雪車庫・町道維持管理等の指定管理制度導入

## 第4章 温室効果ガスの排出削減目標

### 1 目標設定の考え方

政府実行計画等を踏まえて、町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

### 2 温室効果ガスの削減目標

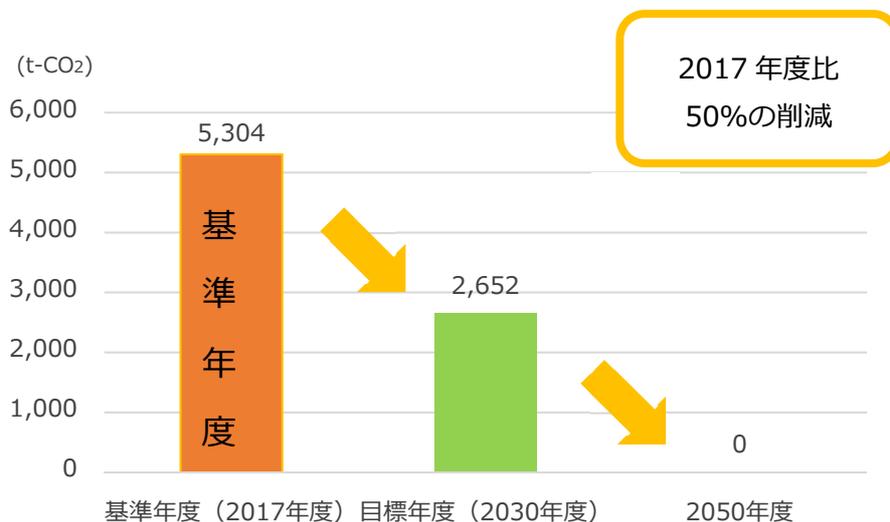
2019年3月に策定した蘭越町地球温暖化対策実行計画における排出削減目標40%（温室効果ガスの排出量3,182t-CO<sub>2</sub>）のさらなる削減を図るため、目標年度（2030年度）に、基準年度（2017年度）比で50%削減することを目標とします。

また、2050年のカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた取組についても加速します。

表4 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2017年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	5,304t-CO <sub>2</sub>	2,652t-CO <sub>2</sub>
削減率	-	50%

図9 温室効果ガスの削減目標



## 第5章 目標達成に向けた取組



### 1 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

### 2 具体的な取組内容

目標を達成するための具体的な取り組みについては、温室効果ガスの削減に向けた省エネルギーや省資源の取り組みを重点的に行うほか、再生可能エネルギーも意欲的に導入し、各課局が連携を図りながら、排出量の削減に向け積極的に推進します。

#### (1) 電気使用量の削減に向けた取組

##### 【照明】

- 効果的かつ計画的な事務処理に努め、残業や休日出勤の削減を図ることにより照明の点灯時間の削減に努めます。
- 昼休み及び勤務時間以外の照明は、必要箇所を除き原則消灯します。
- 窓際の照明は、天候状況等を勘案し、業務に支障がなければ消灯します。
- 退庁時は必ず消灯します。
- 廊下、階段等の照明は、支障がない限り消灯します。
- 会議室、給湯室、トイレ等の照明は、使用後の消灯を徹底します。
- 業務に支障のない範囲で、蛍光灯本数の間引きを行います。
- 各種公共施設の照明や街路灯、交通安全灯などにLED照明や人感センサーによる照明の導入に努めます。

##### 【事務機器・備品等】

- パソコンは、昼休み、出張時などで長時間使用しない場合は、電源を切ります。
- 退庁時は、パソコン・プリンターの電源を切ります。
- OA機器の使用に当たっては、省電力機能を有効に活用します。
- 長時間使用しない事務機器や電気ポット、コーヒーマーカー等は、必要に応じてコンセントを抜くなど、待機電力の削減に努めます。
- 冷蔵庫の使用状況を勘案し、設定温度を「弱」にします。
- 冷暖房温度は、冷房時28℃、暖房時20℃を超えない範囲で使用します。
- エレベーターは、特段の理由がない限り使用を控えます。
- 機器・備品の購入または更新をするときは、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努めます。



#### 【廃棄物削減・リサイクルの取組】

- コピー用紙は、古紙配合率100%、白色度70%以下の再生紙を使用します。
- 外部発注の印刷物は、再生紙の使用に努め、「ごみ減量化推進国民会議（現：3R活動推進フォーラム）」が定める「再生紙使用マーク（Rマーク）」を記載します。



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用

- 使い捨て容器等の購入及び使用は、極力控えます。
- 物品の修理や再利用による長期利用を図ります。
- 公共施設及び事務・事業から排出されるごみの分別を徹底します。
- ファイルや封筒等の再利用を徹底します。

#### （4）水の使用量削減に向けた取組

- 日常的に節水を徹底します。
- 日ごろから水漏れの点検に努めます。

#### （5）環境配慮型商品の購入及び仕様に向けた取組

- 再生素材製品の購入に努めます。
- 詰め替え可能な製品、リサイクル可能な製品の購入に努めます。
- 環境ラベル（エコマーク、グリーンマークなど）が表示された製品の購入に努めます。

#### エコマーク

身の回りにある商品の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境保全に役立つと認められる商品につけられる環境ラベルです。



### グリーンマーク

古紙を原料に利用した製品であることを確認できる目印としてつけられるマークで、古紙を決められた割合以上利用したものに表示することができます。



#### (6) 施設及び施設設備の環境配慮に向けた取組

- 施設の新築または改修に当たっては、太陽光発電や地域資源を活用したバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの削減を図ります。
- 新たな施設設備の導入や現在保有している施設設備等を更新する際は、エネルギー効率の高い設備等を導入し、省エネルギー化を推進します。
- 既存施設の電気料金は、再生可能エネルギー電源由来のプランへの変更を検討し、事務・事業から排出される温室効果ガスの削減に努めます。

#### (7) 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）吸収に向けた取組

- 豊かな森林資源を適切に管理し、継続的な森林吸収減の確保及び拡大を図ります。
- 公共施設周辺の緑地・花壇の整備及び保全を適切に実施します。

### 3 普及・啓発の取組

職員や関係者に実行計画の取り組み内容の周知を図り、目標達成のための省エネルギー・省資源、廃棄物削減、リサイクル等の取組を定着させます。

- 夏季はクールビズ、冬季はウォームビズを励行します。
- 徒歩、自転車、相乗りなどのエコ通勤を推奨し、ノーマイカーデーの実施を検討します。
- マイはしやマイボトルの使用を推奨します。
- 地球温暖化対策が住民への啓発につながるよう率先して取り組むとともに、その趣旨や効果を広く周知し啓発します。

## 第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表

### 1 推進体制

事務事業編を推進するため、町長を委員長とする「蘭越町地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課局に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取り組みを着実に推進します。

#### (1) 蘭越町地球温暖化対策庁内委員会

町長を委員長、副町長を副委員長とし、各課の地球温暖化対策推進責任者（各課局長）で構成します。事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

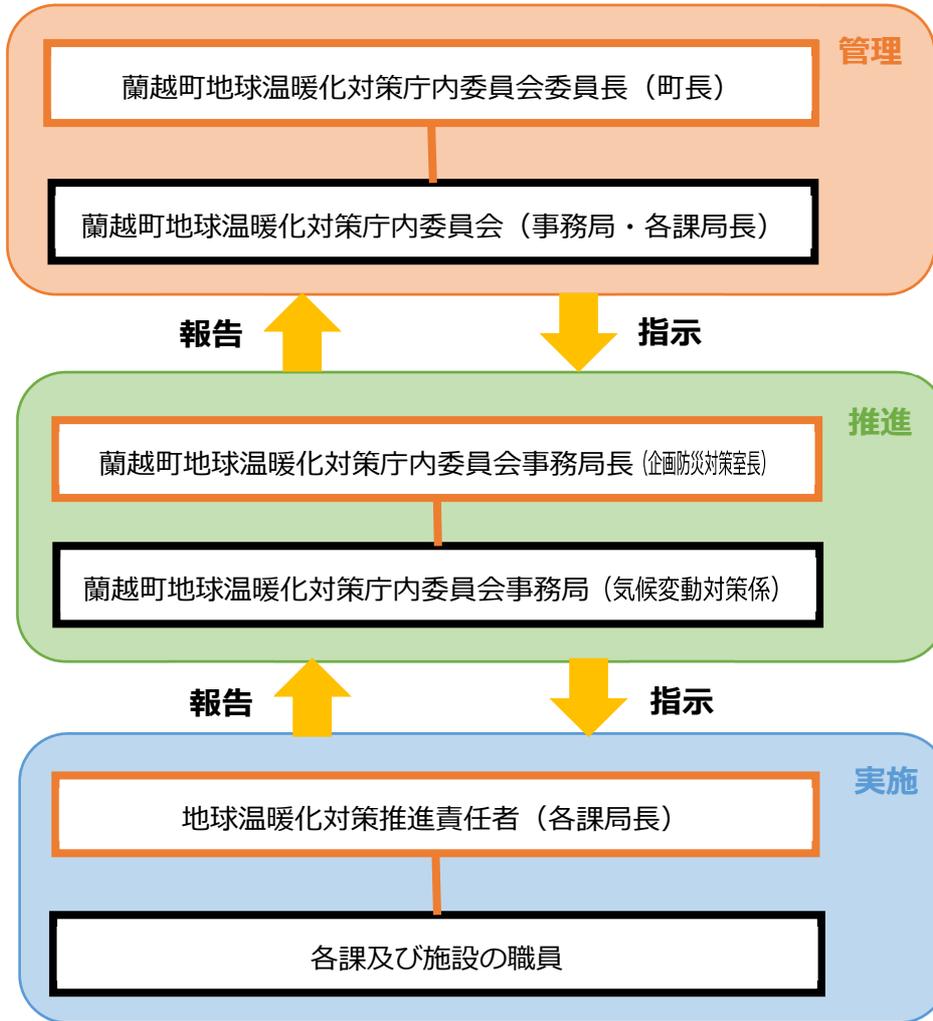
#### (2) 蘭越町地球温暖化対策庁内委員会事務局

企画防災対策室長を事務局長とし、企画防災対策室気候変動対策係員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行います。また、各課局の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

#### (3) 地球温暖化対策推進責任者

各課局に1名配置します。基本的に、各課局長を責任者とします。各課において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

図 10 事務事業編の推進体制



## 2 点検・評価・見直し体制

事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年を取組に対するPDCAを繰り返すとともに、事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

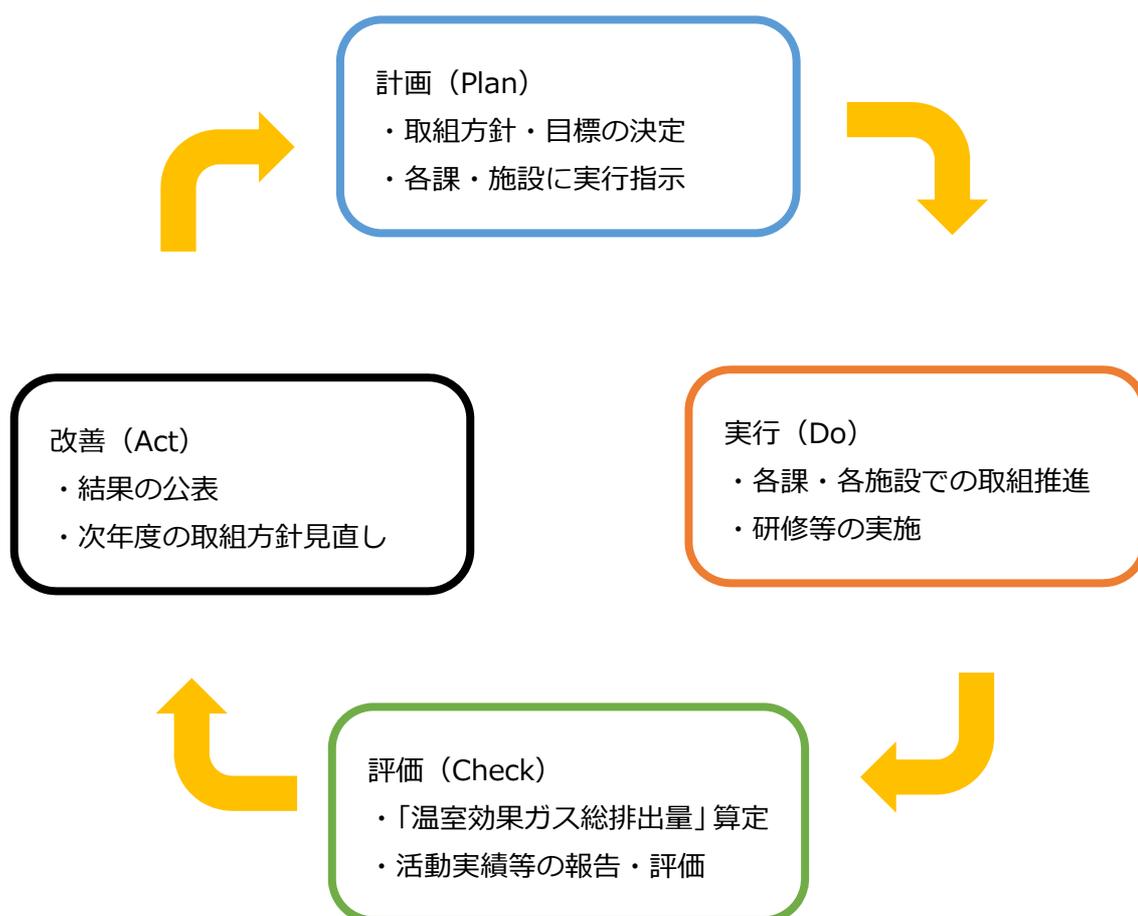
### （1）毎年のPDCA

事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度を取組の方針を決定します。

### （2）見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

庁内委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、必要がある場合には、事務事業編の改定を行います。

図 11 毎年のPDCAイメージ



### 3 進捗状況の公表

事務事業編の進捗状況は、町の広報紙やホームページ等で毎年公表します。

表 5 計画の主要な施設一覧

課 室 名	施 設 名
総務課 企画防災対策室	役場庁舎、山村開発センター、昆布活性化センター、目名地区生活改善センター、名駒地区生活改善センター、港地区津波避難タワー、貝の館
税務課	－
住民福祉課	蘭越保育所、昆布保育所、学童保育所、最終処分場、リサイクルセンター、斎場
健康推進課	保健福祉センター、高齢者生活福祉センターこんぶ、高齢者生活福祉センターめな、高齢者コミュニティーセンター、介護予防拠点センターみなと、町立蘭越診療所
農林水産課	育苗施設、研修農場、農産物加工試作研修施設
商工労働観光課	交流促進センター幽泉閣、交流促進センター雪秩父、ふるさとの丘直売センター、港直売センター、地場産業振興加工センター
建設課	蘭越東地区終末処理場、蘭越地区農業集落排水処理施設、昆布地区農業集落排水処理施設、各配水池・浄水場・ポンプ場
教育委員会	小中学校、町民センター、花一会図書館、総合体育館、総合運動公園、目名サッカー場、学校給食センター
農業委員会	－
議会事務局	－
出納室	－